

平成29年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

中国四国厚生局

目 次

I	調剤全般に関する事項	
1	処方せんの取扱い	1
2	処方内容の変更	1
3	処方内容に関する薬学的確認	1
4	調剤	2
5	調剤済処方せんの取扱い	3
6	調剤録の取扱い	3
II	調剤技術料に関する事項	
1	調剤料	3
2	嚥下困難者用製剤加算	4
3	一包化加算	4
4	自家製剤加算	4
5	計量混合調剤加算	5
6	調剤料の夜間・休日等加算等	5
III	薬学管理料に関する事項	
1	薬剤服用歴管理指導料	5
2	薬剤服用歴の記録	6
3	薬剤情報提供文書	7
4	手帳	7
5	薬剤服用歴の記録の保存	7
6	麻薬管理指導加算	7
7	重複投薬・相互作用等防止加算	7
8	特定薬剤管理指導加算	7
9	乳幼児服薬指導加算	8
10	かかりつけ薬剤師指導料	8
11	外来服薬支援料	8
IV	事務的事項	
1	登録・届出事項	8
2	一部負担金等の取扱い	9
3	その他	9
V	請求事務等に関する事項	
1	調剤報酬明細書の記載	9
2	保険請求に当たっての請求内容の確認	9

I 調剤全般に関する事項

1 処方せんの取扱い

- (1) 薬剤師法第25条の2に基づき、患者等に対し、必要な情報の提供及び必要な薬学的知見に基づく指導が不十分な例が認められたので改めること。
- (2) 処方せんの「処方せんの使用期間」欄に記載がない場合、当該処方せんの使用期間は交付の日を含めて4日以内であることを留意すること。
- (3) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている例が認められたので改めること。内服薬と屯服薬との区別が適正でない〔例：SG 配合顆粒、ロブ錠〕。
- (4) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている例が認められたので改めること。用法の記載がない〔例：軟膏、点眼液等の外用薬〕
- (5) 処方せんの記載事項に不備があった場合は、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔後発医薬品への変更が不可の場合に、その理由の記載がない〕
- (6) 処方せんの記載事項に不備があった場合は、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔用量(単位)の記載がないもの インスリン注射液(ノボリン30R注フレックスペン)〕
- (7) 処方医の記載内容に不備がある処方せんをそのまま調剤している例が認められたので、処方せんの受付にあたっては、不備がないことを確認し、不備な点がある場合は必要な疑義照会を行うこと。また、このような不備が続く場合は、処方医・処方せん発行医療機関に改善を申し入れること。〔外用薬の用法(1日の使用回数)の記載がないもの：アンヒバ坐剤 小児用〕
- (8) 処方医の記載内容に不備がある処方せんをそのまま調剤している例が認められたので、処方せんの受付にあたっては、不備がないことを確認し、不備な点がある場合は必要な疑義照会を行うこと。また、このような不備が続く場合は、処方医・処方せん発行医療機関に改善を申し入れること。〔屯服薬の用法(1日の服用回数)の記載がないもの：カロナール錠〕

2 処方内容の変更

- (1) 処方の変更や訂正の経緯を処方せんに記載していない例が認められたので改めること。

3 処方内容に関する薬学的確認

- (1) 処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔過量投与が疑われるもの：ロキソニンテープ 100mg〕
- (2) 処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの：うっ血性心不全が疑われる患者に対して投与されているベプリコール錠 50mg〕

- (3) 処方せんを交付した医師に疑わしい点を確認した場合の回答内容については、処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔重複投薬が疑われるもの:カルデナリン錠 2mg〕
- (4) 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔投薬期間の上限が設けられている医薬品の継続投与:タケキャブ錠 20mg〕
- (5) 薬学的に見て、処方内容に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない(処方医への照会を行っている場合であって、その内容等を処方せん又は調剤記録に記載していないものを含む。) 例が認められたので、積極的に疑義照会を行うこと。また、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果(適応症)での処方疑われるもの:注射針について、注射薬の用法に対し過量に処方されているもの〕
- (6) 薬学的に見て、処方内容に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない(処方医への照会を行っている場合であって、その内容等を処方せん又は調剤記録に記載していないものを含む。) 例が認められたので、積極的に疑義照会を行うこと。また、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔相互作用(警告)が疑われるもの:SG配合顆粒とカロナル錠〕
- (7) 処方内容について、確認を適切に行っていない(処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は薬剤服用歴の記録に記載していないものを含む。) 次の例が認められたので、改めること。また、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔薬学的に問題があると思われる多剤併用が認められるもの:ベザフィブラートSR錠200mgとアトルバスタチン錠10mg〕
- (8) 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔長期に渡って漫然と投与されているもの:ガスモチン錠5mg〕
- (9) 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔承認された内容と異なる適応症への使用が疑われるもの:オプソ内服液5mg〕
- (10) 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔倍量処方が疑われるもの:エチゾラム錠1mg〕
- (11) 処方せんを交付した医師に疑わしい点を確認した場合の回答内容については、処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔承認された内容と異なる用法で処方されているもの:ガストローム顆粒 66.7%〕
- (12) 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせ、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔承認された内容と異なる用量で処方されているもの:アレビアチン散 10%〕

4 調剤

- (1) 一般名処方に係る処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。
- (2) 一般名処方に係る処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行うとともに、後発医薬品を調剤するよう努めること。
- (3) 後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めること。
- (4) 処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。
- (5) 先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方せんを受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している例が見受けられた。

5 調剤済処方せんの取扱い

- (1) 調剤済年月日の記載がない又は不明瞭な例が見受けられたので改めること。
- (2) 保険薬局の所在地の記載がない又は不明瞭な例が見受けられたので改めること。
- (3) 保険薬局の名称の記載がない又は不明瞭な例が見受けられたので改めること。
- (4) 保険薬剤師の記名押印がない又は不明瞭な例が見受けられたので改めること。
- (5) 調剤済の処方せんについて、処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (6) 調剤済処方箋について、調剤済みとなった日から3年間保存していない例が認められたので改めること。
- (7) 調剤済みとなった処方せんの保存・管理について適切に行うこと。

6 調剤録の取扱い

- (1) 調剤録について、調剤を行った場合に、遅滞なく調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載していない例が認められたので改めること。
- (2) 調剤録について、調剤録を最終の記入の日から3年間保存していない例が認められたので改めること。
- (3) 調剤録について、調剤した薬剤師の氏名を記載していない例が認められたので改めること。
- (4) 調剤録について、調剤年月日の記載が不適切な例が認められたので改めること。
- (5) 調剤録について、薬剤師法第24条の規定により、医師、歯科医師に疑わしい点を確認した場合に、その回答内容を調剤録へ記載していない例が認められたので改めること。

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

- (1) 外用薬につき、1調剤とすべきところ、2調剤として調剤料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

- (2) 外用薬につき、1調剤とすべきところ、2調剤として調剤料を算定している不適切な例が認められたので改めること。〔クモロールPF点眼液〕
- (3) 外用薬につき、1調剤とすべきところ、2調剤として調剤料を算定している不適切な例が認められたので改めること。〔モーラステープ20mg及びモーラステープ L 40mg〕
- (4) 内服薬と屯服薬の区別を適正に行うこと。
- (5) 調剤料について、服用時点が同一であるにもかかわらず、2剤として算定している例が認められたので改めること。
- (6) 同一の有効成分であって、同一剤形・銘柄規格違いの薬剤については、1剤として算定すること。

2 嚥下困難者用製剤加算

- (1) 市販されている剤形（顆粒又は細粒）での服用が可能と思われる患者に対して算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 嚥下困難者用製剤加算について、嚥下障害等がない患者について算定している例が見受けられたので改めること。

3 一包化加算

- (1) 医師の了解を得ずに患者の希望により一包化を行い、一包化加算を算定している例が認められたので改めること。
- (2) 一包化を算定した範囲の薬剤について、計量混合調剤加算を算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (3) 一包化加算について、1剤で3種類以上の内服薬を服用時点ごとに一包化を行っていない場合に算定している例が認められたので改めること。
- (4) 一包化加算について、薬剤師が一包化の必要性を認め医師の了解を得た後に一包化を行った場合について、その旨及び一包化の理由の調剤録等への記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (5) 吸湿性が強い等の理由で一部の薬剤を一包化とは別に交付した場合、一包化をしなかった薬剤及びその理由を調剤録等に記録しておくことが望ましいこと。

4 自家製剤加算

- (1) 自家製剤加算 医師の指示に基づかず、調剤上の特殊な技術的な工夫を行った場合に算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 自家製剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題がない製剤方法（含量の均一性を担保した製剤）を選択して行うこと。〔エビリファイ錠3mgの4分割〕
- (3) 自家製剤を行った場合の調剤録等への製剤工程の記載がない例が認められたので、改めること。
- (4) 自家製剤加算について、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないとの判断がされていない場合に算定している例が認められたので改めること。
- (5) 自家製剤加算について、割線がない錠剤を分割する場合は、医師の了解を得た上で散

剤とした場合に算定可能であることに留意すること。

- (6) 自家製剤加算について、調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合に算定している例が認められたので留意すること。

5 計量混合調剤加算

- (1) 計量混合調剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うこと。

6 調剤料の夜間・休日等加算等

- (1) 調剤料の夜間・休日等加算について、対象とならない時間に調剤を行った場合に算定している例が認められたので改めること。
- (2) 休日における救急医療の確保のために調剤を行っている以外の理由により臨時に休日に開局している保険薬局の開局時間内に調剤を受けた患者について、休日加算を算定している例が認められたので、改めること。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

- (1) 同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合に、薬剤服用歴管理指導料を算定している例が認められたので、改めること。(当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除く。)
- (2) 服薬指導は、処方せんの受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、薬剤服用歴の記録に記載すること。
- (3) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、アレルギー歴の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (4) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、飲食物(服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。)の摂取状況等の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (5) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、患者の服薬中の体調の変化の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (6) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、患者又はその家族等からの相談事項の要点の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (7) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、後発医薬品の使用に関する患者の意向の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (8) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、合併症を含む

既往歴に関する情報の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。

- (9) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、残薬の状況の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (10) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、手帳による情報提供の状況の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (11) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、処方内容に関する照会の要点等の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (12) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、他科受診の有無の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (13) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、副作用が疑われる症状の有無の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (14) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、副作用歴の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (15) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、服薬指導の要点の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (16) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、服薬状況の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (17) 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、併用薬等の情報の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (18) 薬剤服用歴管理指導料について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に対して行う患者の体質の確認を保険薬剤師が行っていない例が認められたので改めること。
- (19) 薬剤服用歴管理指導料について、薬剤服用歴の記録について、最終記入日から起算して3年間保存していない例が認められたので改めること。
- (20) 薬剤服用歴管理指導料に係る特定薬剤管理指導加算について、特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している例が見受けられたので改めること。
- (21) 薬剤服用歴管理指導料の算定にあたっては、合併症を含む既往歴に関する情報も含めて患者等に確認を行い、確認した内容を薬剤服用歴の記録に記載する必要があることに十分に留意すること。

2 薬剤服用歴の記録

- (1) 患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳への記載がない又は画一的など不十分な例が認められたので改めること。
- (2) 患者又はその家族等と対話することにより、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況、合併症を含む既往歴、副作用が疑われる症状の有無等の情報を収集し、その要点を薬剤服用歴の記録に記載するとともに、これに基づき、投与される薬剤の適正使用のために必要な指導を行うこと。
- (3) 手帳を用いないこととした場合にあっては、その理由を薬剤服用歴の記録に記載することに留意すること。

- (4) 薬剤服用歴の記録について、当該電磁記録の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、作成に係る責任の所在を明らかにすること。
- (5) 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載していない不適切な例が認められたので改めること。
- (6) 薬剤服用歴の記録方法について、修正テープにより修正している例が認められたので改めること。
- (7) 薬剤服用歴の記録方法について、鉛筆で記載している例が認められたので改めること。

3 薬剤情報提供文書

- (1) 患者に提供する薬剤情報提供文書へ情報提供を行った保険薬剤師の氏名を記載すること。
- (2) 調剤を行った薬剤に関し、個々の患者の病状に応じた内容になっていない例が認められたので改めること。
- (3) 薬剤情報提供文書について、該当する後発医薬品の薬価基準への収載の有無の記載がない例が見受けられたので改めること。
- (4) 薬剤情報提供文書について、副作用の記載がない例が認められたので改めること。

4 手帳

- (1) 手帳による情報提供について、必要に応じて服用に際して注意すべき事項の手帳への記載が不十分な例が認められたので改めること。

5 薬剤服用歴の記録の保存

- (1) パスワードの更新期限は最長でも2か月以内に設定すること。
- (2) パスワードは英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。
- (3) 異動・退職した職員のIDの管理が適切に行われていない。
- (4) 医療従事者、関係職種ごとに、アクセスできる範囲を定め、アクセス権限の管理を行うこと。

6 麻薬管理指導加算

- (1) 麻薬管理指導加算について、薬剤服用歴の記録に指導の要点を記載していない例が認められたので改めること。

7 重複投薬・相互作用等防止加算

- (1) 重複投薬・相互作用等防止加算について、処方医に連絡確認を行った内容の要点、変更内容に係る薬剤服用歴の記録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (2) 重複投薬・相互作用等防止加算について、対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない又は不十分な例が認められたので改めること。

8 特定薬剤管理指導加算

- (1) 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録への記載がない例が認められたので改めること。
- (2) 対象となる医薬品に効能が複数ある場合において、対象疾患に対する投薬でないにもかかわらず、算定している例が認められたので改めること。
- (3) 特定薬剤管理指導加算について、医薬品の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等についての患者への確認が不十分な例が認められたので改めること。
- (4) 特定薬剤管理指導加算について、対象となる医薬品に関して、患者又はその家族等に対して確認した服用状況、副作用の有無等の内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (5) 特定薬剤管理指導加算について、特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、そのすべてについて必要な薬学的管理及び指導を(十分)行っていない例が認められたので改めること。
- (6) 特定薬剤管理指導加算について、特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品で算定している例が認められたので改めること。

9 乳幼児服薬指導加算

- (1) 乳幼児服薬指導加算について、患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳への記載がないまたは不十分な例が見受けられたので改めること。
- (2) 乳幼児服薬指導加算について、乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳への記載がない例が見受けられたので改めること。

10 かかりつけ薬剤師指導料

- (1) 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴の記録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

11 外来服薬支援料

- (1) 外来服薬支援料について、処方医の了解を得た旨又は情報提供した内容を薬剤服用歴の記録に記載することに留意すること。

IV 事務的事項

1 登録・届出事項

- (1) 管理薬剤師の変更があった場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。
- (2) 保険薬剤師の勤務形態の変更があった場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。
- (3) 保険薬剤師の採用、退職があった場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機

関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。

- (4) 開局時間の変更があった場合は、その都度すみやかに「保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。
- (5) 開設者の法人代表者の変更があった場合は、その都度すみやかに「保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。

2 一部負担金等の取扱い

- (1) 一部負担金の計算を処方箋受付時に行っている例が認められたので改めること。
- (2) 領収証を交付するときは、個別の調剤報酬点数の算定項目が分かる明細書を交付すること。

3 その他

- (1) 薬局の管理等について、後発医薬品の備蓄に関する体制、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めること。
- (2) 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解について一層努めること。

V 請求事務等に関する事項

1 調剤報酬明細書の記載

- (1) 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合について、その理由の調剤報酬明細書の摘要欄への記載が不適切な例が見受けられたので改めること。
- (2) 一包化加算について、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合は、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に「包」の記号を付すこと。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

- (1) 保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われてない例が認められたので改めること。